

# 管理者要件6年延期へ

居宅介護・  
支援事業所  
**厚労省が方針示す**

厚生労働省は15日、

2021年4月から

「居宅介護支援事業所の管理者を主任ケアマネジャーのみとする」とについて、21年3月末以前と同じ管理者であれば、6年間（27年3月末まで）は主任ケアマネジャーでなくても構わない、との方針を示した。

離職などの不測の事態により、主任ケアマネジャーを管理者にできなくなった場合は、その理由と「改善計画書」を保険者に提出すれば1年間は猶予することや、中山間地域や離島では、管理者は主任ケアマネジャー以外

も認めることも提案した。

管理者を主任ケアマネジャーのみとすることは、18年度の介護報酬改定で、3年間の経

過措置後（21年3月末

まで）に人材確保の状

況を検証して判断することになっていった。

厚労省によると、今年7月時点で管理者が

主任ケアマネジャーではない事業所は41%を占めた。うち33%の事業所では、経過措置期間中に管理者が主任ケアマネジャーの研修を修了できる見込みがないと答えた。

こうした状況を勘案し、厚労省は、同日の社会保障審議会介護給付費分科会で対応案を示した。（榎戸新）